

人間関係士ガイド

平成28(2016)年度版

日 本 人 間 関 係 学 会

※一般頒布用（正規ガイド・申請書類一式は本学会事務局から入手して下さい。P5）

はじめに

現代社会では、様々な場面で人と人との出会いを育み、繋ぎ、よりよい人間関係の構築のために適切な手助けができる専門的な理論、技法、実践を身につけた人が必要となっています。

日本人間関係学会（以下、本学会と称する）ではこの専門性を「人間関係力」と呼び、その専門性を備えた人を「人間関係士」と名付け、資格認定を行います。

本学会は、社会の最小の単位である家庭、それをとりまく地域・社会、人間関係の育成に携わる保育・教育、人間関係の援助にかかわる医療・福祉など様々な領域、そして人間関係を媒介に経済成果を求める企業、広くは社会全体において、自ら人間関係を営み、関係を育もうと実践されている全ての人の基盤となり、支援する組織として社会の一翼を担いたいと希求する学術団体です。

その目的を実現するためにこの「人間関係士」の資格認定を実施するものです。本学会において人間関係の基礎理論と実践技法を学び、それぞれの場で実践したいと希望するすべての人が、この資格を修得していただきたいと考えています。

多くの会員の方々が人間関係士に関心をもたれ、相互に研鑽を積まれると共に、創造性ある豊かな人間関係の構築と展開をめざす「人間関係士」の資格を取得されることを期待いたします。

I 人間関係士とは

「人間関係士」は、資格であって、免許ではありません。個人や集団の人間関係的指導及び支援に努力している人々の社会的地位の承認を目的として策定されたものです。人間関係にかかわる仕事や活動をしている人々が、自信を持って行動することが出来るように、本学会が認定する資格です。

1 人間関係力とは

「人間関係士」に求められる「人間関係力」とは、以下の特性をさします。

- (1) 人と人、個人と集団をつなぎ発展させる力 (媒介力)
- (2) 個人と個人、個人と集団、集団と集団との関係を共に育み、充実させ、展開する力 (創造・発展力)
- (3) 人間関係の問題解決を調整し、支援する力 (回復・調整・再生力)
- (4) 個人・集団・社会の関係性を理解し、その連携を促進し、協働する力 (連携・協働力)
- (5) 人間関係を取り巻く全体状況を多面的に認識し、洞察する力 (全体認識・洞察力)
- (6) 他者を受容し、共感できる力 (他者受容・共感力)
- (7) 自分自身を受け入れ、生きる意味を問い続ける力 (自己受容力)

2 人間関係士とは

「人間関係士」とは、人間関係及び集団関係の発展・調整・回復のための知識（理論）と技能（方法）と実際（実践）について研鑽が積み重ねられ、その専門性が身に付けられていると学会が認定した人です。具体的には、次のような特色を有することとします。

- (1) 人間関係に関する知識的学習・研究をすすめていること。
- (2) 信頼ある豊かな人間関係や集団を創造するために、開発的・媒介的・形成的・調整的・育成的役割を果たし、実践的活動を続けていること。
- (3) 人間関係の構築に活用できる人間関係の科学的基礎理論やコミュニケーション技法、人間関係スキルを修得していること。
- (4) 人間に関する深い理解・洞察を踏まえて、自らを含めた人間存在や人間観、自己責任のあり方を追及していること。

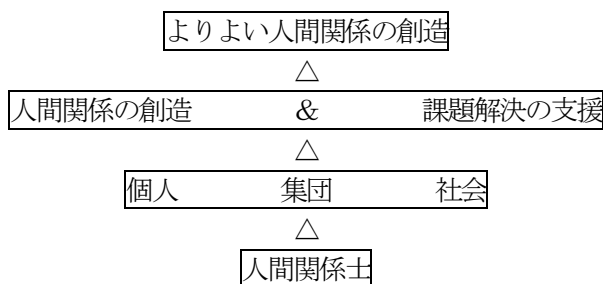
II 人間関係士の役割と活動領域

1 人間関係士の役割

人間関係士は専門的な知識や技法によって、よりよい人間関係を構築することを目標としています。

そのために、今ある人間関係を大切にしながら、その人間関係をより創造的に展開していく役割を担っています。従って、この創造的活動には互いに他を尊重し、他の人々とともに協働していくことが重要になります。それには、「共に考え」「共に創る」在り方が望まれます。

人間関係士は、自らの能力と資質の向上、すなわち人間関係力の向上のために切磋琢磨する研鑽の中でこそ、役割の遂行が可能となります。



2 人間関係士の活動領域と内容

人間関係士は、人間関係が存在するところや人間関係の創造が求められるすべての場で活動します。以下は単独活動領域のみではなく、関連しあつた活動領域でもあります。

- (1) 家庭
- (2) 保育・学校・教育関係機関
- (3) 企業
- (4) 地域社会
- (5) 医療関係機関
- (6) 福祉関係機関
- (7) 矯正関係機関
- (8) 司法関係機関
- (9) 行政関係機関
- (10) 国際交流関係機関
- (11) その他

具体的な活動内容としては、以下があげられます。「人間関係士」は、これらのすべてではなくても、その中のどれか1つ以上を社会的な活動として実践できることが重要です。

- ① 人間関係構築と展開のためのスキルアップ活動
良好な人間関係構築のための人間関係のトレーニングや研修を行います。人間関係の指導者養成も行います。
- ② 相談活動
悩みや問題をかかえる人や集団に対して、解消・解決に向けた援助を行います。
- ③ コンサルテーション活動
個人や組織・機関に対し、人間関係構築と展開能力向上のためのプラン作成や他の関係者や機関などとの連携のための働きかけや助言をします。
- ④ 教育・学習支援活動
集団・組織に対し、人間関係に関する学習的・教育的機会の設定やプログラミング支援・協力を行います。
- ⑤ 提言・提案活動
様々な生活の場における望ましい人間関係の創造について提案・助言・支援を行います。

Ⅲ 人間関係士への道

1 ポイント制について

「人間関係士」の資格を取得するためには、申請者のこれまでの経歴や業績、既に取得している資格等について、巻末掲載一覧表の各領域にわたってポイント換算をしていくことになります。その合計ポイントが20ポイント以上に達した場合に申請資格を得ることができます。また、資格取得時のポイントは5年間有効になります。

2 申請要件

本学会の正会員であって2年以上の会員歴があることを条件とします。正会員歴2年未満であっても、下記資格講座を受講し、規定ポイントに達した者であれば申請は可能です。その場合は、資格認定審査を経た後に、満2年目に達した時点で資格証が発行されます。

この基本条件の下、本学会が定めたポイントを20ポイント以上取得することが必要です。

申請者は全て本学会人間関係士資格委員会が主催する「人間関係士のための必修講座」(4ポイント)を受講する必要があります。また、正会員歴5年未満の人は、同委員会が主催する「人間関係士のための基礎理論・応用実践技法講座」(10ポイント)の受講が義務付けられます。講座の受講ポイントは、資格取得のためのポイントに加算が可能です。

3 申請手続き

本ガイドブックの巻末に所定の申請書類が添付されています。これらの書類(※)に必要事項を記入し、申請・審査料払込み済み証明書類の写しおよび必要な証明書を添付して郵送してください。申請料等は専用の払込取扱票にてお振込みください。提出された申請書類は返却いたしません。本学会個人情報保護方針に基づき、この目的以外には使用することはありません。5ページに申し込み先を付記してあります。

具体的な申請手続きは下記の通りです。

- (1) 学会HPまたは学会事務局から申請書類を入手してください。
 - (2) 申請・審査料を振り込み、申請用紙一式(ポイント一覧表含)を事務局に郵送してください。申請書類等に不備があった場合は事務局から問い合わせをいたしますので、その際には速やかに対応して下さい。
 - (3) 事務局からの審査結果の連絡通知を確認し、合格者は登録料20,000円をお振り込みください。
 - (4) 登録料の振り込みを確認後、資格証が発行されます。
 - (5) 資格取得者はその後の学会連絡等で資格認定者一覧として公表されます。
 - (6) 資格更新の場合は、学会HPか資格委員会事務局から入手した資格更新用の申請書類一式を発送し、同時に資格更新料20,000円を振り込みください。その後、更新審査・登録を執り行います。
- (※) 申請書類一式については、『「人間関係士」資格認定申請書』にてご確認ください。

4 各種費用

資格認定の審査料などの費用は次の通りです。

- ・ 申請・審査料 10,000円
- ・ 登録料 20,000円
- ・ 更新料 20,000円

5 資格更新時における手続き

資格取得後5年が経過し更新を希望する人は、所定の実践活動報告書を提出してください。更新時には本学会が定めたポイントを10ポイント以上追加取得することが必要です。

申請者は全て本学会資格委員会が主催する「更新講習」（5ポイント）を受講する必要があります。講座の受講ポイントは、資格取得のためのポイントに加算が可能です。

報告書の審査に合格すれば、上記の更新料を納入することにより次の5年間が有効となります。

6 その他

資格を取得しても本学会を退会した場合には、その時点で資格を喪失することになります。また、「人間関係士規程」及び「人間関係士倫理綱領」（巻末資料参照）に定める違反行為がある場合も同様です。

なお、本学会は、資格取得者に対して就職を斡旋することは致しません。さらに、資格取得者の金銭の授受や違法行為、トラブルについては、本学会は一切の責任を負いません。個人の責任になりますので、慎重で責任ある行動をお願いいたします。（巻末資料参照）

おわりに

「人間関係士」は、個人・集団・社会の活動に貢献する資格として機能します。同時に、人間関係士一人ひとりの責任を明確にし、確かな知識と技法、信頼をベースとした活動を進めていきます。

人間関係士の目的と特性を理解し、一人でも多くの方が資格を取得され、人間関係を大切にする人々が増えることを期待しております。また、人間関係士が効果的に活用され、豊かな人間関係を内包する豊かな社会が創造されることを願うものであります。

<人間関係士資格委員会>

○日本人間関係学会

(理事長) 小山 望

(副理事長) 早坂三郎

(事務局長) 川村幸夫

○日本人間関係学会 人間関係士資格委員会

(委員長) 杉本太平

(副委員長) 杉山雅宏・田中典子

(委員) 釜野鉄平・佐藤貴志・福森高洋

<「人間関係士」の申し込み先>

東京理科大学理工学部教養科 川村(幸)研究室内

日本人間関係学会事務局

〒278-8510 千葉県野田市山崎2 6 4 1

Tel: 04-7122-9219

Fax: 04-7122-9219

E-mail: jahrjimukyoku@gmail.com

関連資料など学会ホームページから参照できる予定です。

日本人間関係学会 URL: <http://www.jahr.jp>

(「日本人間関係学会」で検索できます)

1 「人間関係士」資格認定制度規程

第1条 (名 称)

日本人間関係学会（以下、本学会と称する）会則第2条および第3条に基づき、本学会認定資格「人間関係士」を制定する。

第2条 (資格の認定)

「人間関係士」は本学会の「人間関係士資格認定制度」に基づき、「認定審査委員会」の審査を経て、本学会が認定する。

2 「人間関係士資格認定制度」の規則については、別に定める。

3 「認定審査委員会」の細則については、別に定める。

第3条 (目的と事業)

共生社会の実現を探求し、個と集団と社会の総合的発展を目指す事業を行う。

2 その内容については、別に定める。

第4条 (資格の取り消し)

本資格の趣旨に反する行為があった場合、「人間関係士資格委員会」の審議を経て、資格を取り消す場合がある。

2 その内容については、別に定める。

第5条 (諸規程)

本規程の施行に際し、必要な他の規程や要綱、規則・細則・要領などは、本学会常任運営委員会の議によって、別に定める。

第6条 (規程の改定)

本規程の改廃は本学会常任運営委員会の議によって行う。

附則1 この規定は平成23年4月1日より施行する。

附則2 この規定の改定は平成25年11月2日より施行する。

2 「人間関係士」倫理要綱

本倫理要綱は、日本人間関係学会人間関係士設置の趣旨に基づき、「人間関係士」として遵守すべき事項を示すものである。

「人間関係士」は人間としての尊厳を重んじ、基本的人権を尊重し、専門的機能をもって社会的責任を果たすものとする。

その適正を期するために必要な基本的責任事項を次に掲げる。

(1) 「人間関係士」は誠意をもって専門的機能を果たすものとする。

(2) 人間としての尊厳を重んじ、人権とプライバシーを尊重する。

(3) 守秘義務と責任の保持に邁進する。

(4) 弛まぬ研鑽を積むものとする。

(5) 人間としての倫理を遵守し、その実行に努める。

(6) 人間関係に関する相談や支援活動を展開する場合、生命の危険性があるなどの重大な問題においては、精神科医や他の専門職者と連携し、最善を尽くす。

(7) 「人間関係士」が本倫理綱領に反する行為があった場合には、「人間関係士」規程第4条に基づき、その資格を取り消す場合がある。

(8) 「人間関係士」資格取得者の金銭の授受・違法行為・トラブル等については、本学会は一切の責任を負わないものとする。

附則1 本倫理要綱は平成23年4月1日より施行する。

3 「人間関係士」自己評価ポイント一覧表

1. 日本人間関係学会活動歴	自己採点 ポイント	認定審査 ポイント
日本人間関係学会会長、大会長、事務局長、地区会長	5	
副会長、各委員会委員長、部会長、大会副会長、大会事務局長	4	
各委員会副委員長、部会副部長	3	
各委員会委員、各部会部員、地区会員	2	
大会参加歴有、研修会参加歴有、部活動歴有、大会運営協力有	1	
2. 人間関係士のための必修講座受講歴（申請者必須）		
「人間関係士のための必修講座」受講	4	
3. 資格委員会が主催する資格取得のための研修講座受講歴（正会員5年未満必須）		
「人間関係士のための基礎理論・応用実践技法講座」受講	10	
4. 研修受講歴（人間関係に関するもの）		
日本人間関係学会大会参加（3回以上 年 大会）	5	
日本人間関係学会主催研修会参加（6回以上 年 研修会）	4	
関係領域学会5回以上（ 年、開催団体 研修名 ）	3	
その他の研修5回以上（ 年、開催団体 研修名 ）	2	
スーパーバイザー体験（スーパーバイザー名 年間）	1	
*日本人間関係学会主催一般講座参加1回につき1ポイント（上限3ポイント）		
5. 学歴（人間関係学、人間科学、心理学、児童・保育・発達学、教育学、社会学、福祉、保健医療、等）		
関連領域の大学院博士号取得（または課程修了）	5	
関連領域の大学院修士号取得	4	
関連領域の大学卒業	3	
他領域の大学卒業、他領域の短期大学・専門学校卒業	2	
その他（ ）	1	
6. 免許（公的資格）		
精神科医師	5	
教員（1種）、保健師、看護師	4	
精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、教員（2種）	3	
作業療法士、理学療法士、言語聴覚士	3	
ホームヘルパー1級、キャリアコンサルタント技能士、介護福祉士、	2	
上記以外の関連免許（ ）	1	
その他（ ）	1 2 3 4 5	
7. 資格（民間資格）		
臨床心理士、日本カウンセリング学会認定スーパーバイザー	5	
日本カウンセリング学会認定カウンセラー、臨床発達心理士	4	
上級教育カウンセラー、学校心理士	3	
応用心理士、認定心理士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント	2	
上記以外の関連免許（ ）	1	
その他（ ）	1 2 3 4 5	

8. 職業歴 (特に人間関係に関わる仕事等・・・保育・教育・相談業務、コンサルタント・人事・営業関連の常勤・非常勤を含む)	自己評価 ポイント	認定審査 ポイント
職業 () 担当内容 () 合計経験年数 25年以上 20年以上～25年未満 15年以上～20年未満 10年以上～15年未満 5年以上～10年未満	 5 4 3 2 1	
9. 活動歴 (人間関係に関するもの・・・児童委員、民生委員、保護司、自治会長、その他ボランティア等の地域活動も含む)		
社会的活動歴 () 担当内容 () 合計経験年数 25年以上 20年以上～25年未満 15年以上～20年未満 10年以上～15年未満 5年以上～10年未満	 5 4 3 2 1	
10. 研究歴 (人間関係に関するもの)		
著書、翻訳、学術論文 共著、共訳、編集、監修、監訳 日本人間関係学会・大会において発表、講師、シンポジスト 日本人間関係学会・大会において研修会企画運営、司会、座長等 関連他学会発表・機関誌掲載・学会研修会企画運営・司会・座長、その他の研究歴等 (年、学会・大会名 活動等)	5 4 3 2 1	
11. 講座講師歴・スーパーバイザー歴 (人間関係に関するもの・職業歴以外)		
担当内容 () 合計担当数 25回以上 20回以上～25回未満 15回以上～20回未満 10回以上～15回未満 5回以上～10回未満	 5 4 3 2 1	
ポイント合計	自己評価ポ イント合計	認定評価ポ イント合計

註1. 申請内容に虚偽が認められた場合は、申請手続きを中止します。

註2. 資格取得後、申請内容に虚偽が認められた場合は、資格を取り消します。

註3. 同一項目内のポイントは、上位ポイント数を適用します。

註4. 本学会資格委員会主催の「人間関係士のための必修講座」や「資格取得のための研修講座」で研鑽を積むことによりポイントを取得することができます。

1. 日本人間関係学会活動歴	前回申請時以降 追加ポイント	
日本人間関係学会理事・大会長・事務局長・地区会長	5	
副理事・理事・各委員会委員長・部会長・大会副会長・大会事務局長	4	
各委員会副委員長・部会副部長	3	
各委員会委員・各部会部員・地区会員	2	
大会参加歴有・研修会参加歴有・部活動歴有・大会運営協力有	1	
2. 「人間関係士のための基礎理論・応用実践技法講座(更新講習)」受講	5	
3. 研修受講歴(人間関係に関するもの)	前回申請時以降 追加ポイント	
日本人間関係学会大会参加 (第 回大会、第 回大会、第 回大会、第 回大会、第 回大会、)	参加1回1ポイント ()	
日本人間関係学会主催研修会参加 (年 研修会、 年 研修会、 年 研修会、)	参加3回1ポイント ()	
関係領域学会1回以上(年、開催団体 研修名)	1	
その他の研修5回以上(年、開催団体 研修名)	1	
スーパーバイザー体験(スーパーバイザー名 年間)	1	
4. 学歴(人間関係学、人間科学、心理学、児童・保育・発達学、教育学、社会学、福祉、保健医療、等)	旧 ポイント	更新時 ポイント
関連領域の大学院博士号取得(または課程修了)	5	5
関連領域の大学院修士号取得	4	4
関連領域の大学卒業	3	3
大学卒業、関連領域の短期大学・専門学校卒業	2	2
その他()	1	1
5. 免許(公的資格)	旧 ポイント	更新時 ポイント
精神科医師	5	5
教員(1種)、保健師、看護師	4	4
精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、教員(2種)	3	3
作業療法士、理学療法士、言語聴覚士	3	3
ホームヘルパー1級、キャリアコンサルタント技能士、介護福祉士、	2	2
上記以外の関連免許()	1	1
その他()	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
6. 資格(民間資格)	旧 ポイント	更新時 ポイント
臨床心理士、日本カウンセリング学会認定スーパーバイザー	5	5
日本カウンセリング学会認定カウンセラー、臨床発達心理士	4	4
上級教育カウンセラー、学校心理士	3	3
応用心理士、認定心理士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント	2	2
上記以外の関連免許()	1	1
その他()	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5

7. 職業歴 (特に人間関係に関わる仕事等・・・保育・教育・相談業務、コンサルタント・人事・営業関連の常勤・非常勤を含む)	旧 ポイント	更新時 ポイント
職業 () 担当内容 () 合計経験年数 25年以上 20年以上～25年未満 15年以上～20年未満 10年以上～15年未満 5年以上～10年未満	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
8. 活動歴 (人間関係に関するもの・・・児童委員、民生委員、保護司、自治会長、その他ボランティア等の地域活動も含む)	旧 ポイント	更新時 ポイント
社会的活動歴 () 担当内容 () 合計経験年数 25年以上 20年以上～25年未満 15年以上～20年未満 10年以上～15年未満 5年以上～10年未満	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
9. 研究歴 (人間関係に関するもの)	前回申請時以降 追加ポイント	
著書、翻訳、学術論文 共著・共訳・編集・監修・監訳 日本人間関係学会大会発表、講師、シンポジスト 日本人間関係学会・大会において研修会企画運営、司会、座長等 関連他学会発表、機関誌掲載、学会研修会企画運営、司会、座長等、 その他の研究歴等	5 4 3 2 2 1	
10. 講座講師歴・スーパーバイザー歴 (人間関係に関するもの・職業歴以外)	前回申請時以降 追加ポイント	
担当内容 () 合計担当数 25回以上 20回以上～25回未満 15回以上～20回未満 10回以上～15回未満 5回以上～10回未満	5 4 3 2 1	
註1. 上記の項目は前回申請時から新たに追加・変更があった場合に加算してください。 前回申請時から、特に追加すべき新たな活動実績がなければ、その項目は無記入のままにしてください。 註2. ポイント合計は前回申請時から増加した分のポイントを合計した数を記入してください。	ポイント合計	

註3. ポイント合計が10ポイントに達した場合に更新申請が可能になります。

註4. 申請内容に虚偽が認められた場合は、申請手続きを中止します。

註5. 資格取得後、申請内容に虚偽が認められた場合は、資格を取り消します。

註6. 本学会資格委員会主催「人間関係士のための基礎理論・応用実践技法講座(更新講習)」を受講し、研鑽を積むことによりポイントを取得することができます。